7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Consulting and Framework Planning Work for Central Government Building No. 4 Project by PFI.
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 24 September 2009 (by bringing, mail : 5 : 00 P.M. 24 September 2009)
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 16 November 2009 (by bringing, mail : 5 : 00 P.M. 16 November 2009)
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Administration Division Government Buildings Department Minister's Secretariat Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 2―1―2, kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918, TEL 03―5253―8111 (ex. 23153) FAX 03―5253―1541

資　格

競争参加者の資格に関する公示

ＰＦＩ手法による中央合同庁舎第４号館整備（建築計画分野）検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成21年９月10日

国土交通省大臣官房官庁営繕部長
藤田　伊織

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業務概要
⑴　業務名　ＰＦＩ手法による中央合同庁舎第４号館整備（建築計画分野）検討業務
⑵　業務内容　本業務は、ＰＦＩ手法による中央合同庁舎第４号館整備の検討において、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「ＰＦＩ促進法」という。）、同法第４条に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び各種ガイドラインを踏まえ、次の業務を行うものである。
・ＰＦＩ事業のための基本構想、施設の業務要求水準等の整理、モデルプランの作成に関する支援及び事業者選定の手続きの支援等
⑶　履行期限　平成25年３月15日

2　申請の時期
平成21年９月10日から平成21年９月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成21年９月25日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、平成21年９月10日から国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係（東京都千代田区霞が関２－１－２　中央合同庁舎第２号館13階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書にＰＦＩ手法による中央合同庁舎第４号館整備（建築計画分野）検討業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月７日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月７日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　平成20年10月７日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、ＰＦＩ手法による中央合同庁舎第４号館整備（建築計画分野）検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、ＰＦＩ手法による中央合同庁舎第４号館整備（建築計画分野）検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、ＰＦＩ手法による中央合同庁舎第４号館整備（建築計画分野）検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省営管発第447号、建設省営建発第68号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「ＰＦＩ手法による中央合同庁舎第４号館整備（建築計画分野）検討業務△△・××共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））。」（平成21年９月10日付け支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成21年９月10日

法務省大臣官房会計課長　後藤　　博

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第221号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入物品及び数量　検察総合情報管理システム用クライアントパソコン　一式

2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成21年10月５日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達第一係　森藤　秀章　電話03―3580―4128（直通）

3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成21年９月10日から同年10月２日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　平成21年９月16日11時00分
⑵　開催場所　法務省大臣官房会計課入札室

5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Renewal of clients for the Prosecutors Comprehensive Information Management System, 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　5 October 2009
⑷　Contact point for the notice : Hideaki Morifuji, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan TEL 03―3580―4128